

南魚沼市指定避難所運営マニュアル 別冊

新型コロナウイルス感染症対策について【市民向け】

令和3年3月 総務課防災庶務班作成

令和3年10月 一部改定

■ 本マニュアルについて

このマニュアルは、「南魚沼市指定避難所運営マニュアル」の別冊として、新型コロナウイルス感染症対策として避難所設営に係る必要事項を取りまとめたものです。

※その他の感染症対策にも準用するものとします。

- 新型コロナウイルス感染者（自宅療養者を含む。）及び濃厚接触者については、専用施設に避難してもらうこととし、避難所での感染症対策に努めるものとします。

◆用語の定義

このマニュアル上では、以下のとおり用語を定義する。

- ・感染者
検査の結果、新型コロナウイルスに感染（陽性）していると判明した者（検査結果判明から2週間経過していない者で、完治者を除く。）
- ・自宅療養者
感染者のうち、自宅（南魚沼市内）で療養をしている者
- ・濃厚接触者
感染者と濃厚接触があったと判明した者（接触から2週間経過していない者。自宅待機者を含む。）
- ・体調不良者
発熱、せき、倦怠感などの症状がある者（感染の可能性のある者）
- ・一般の避難者（一般避難者）
感染者、濃厚接触者、体調不良者に該当しない避難者
- ・専用スペース
指定避難所内で、一般の避難者から離れた場所
- ・専用施設
自宅療養者及び濃厚接触者が避難するための施設

第1章 避難所の開設体制（事前準備）

1 他課職員の協力

感染症対策の観点から、避難者同士の距離を確保するために、より多くの避難所の開設が必要となる。また、避難所内や近隣施設の避難所として指定されていない部屋等も活用し、体調不良者用に専用スペースを用意し、感染症対策に努めることとする。そこで、より多くの人員が必要となることから、避難所の開設計画に応じて、災害発生時の即時対応が必要な部署以外から応援人員を募り、もって避難所の開設に当たることとする。

2 必要物資の運搬

通常の子資（マット、毛布など）に加えて、感染症予防対策用品が必要となる。主なものは以下のとおり。

①職員及び避難所用：職員が使用するもの・避難所設営に使用するもの

物資・品目	内容・その他
○パーティション ・段ボール間仕切り ・間仕切りテント	体調不良者の滞在場所を確保する（一般避難者から距離をとる）目的で、専用の場所や部屋を用意できない避難所へ配備する。 ※可能であれば、段ボール汚染防止用の敷マット等も配備
○体温計 （非接触型）	受付時、避難生活での毎日の検温時に使用する。
○除菌用消毒液 ・ハイター （次亜塩素酸 Na 液） ・消毒用アルコール	消毒・清掃用として使用する。 ※ハイターは薄めて使用する（0.05%以上の溶液）。また、水拭きでの拭き上げが必要。
○清掃用具 ・雑巾 ・バケツ ・使い捨て手袋 等	
○テープ （養生テープ）	避難者の動線や間隔を示すため（ゾーニング用）や、文書の掲示用等に使用する。 ※はがすときに粘着部分が残らないものを推奨
○ビニール紐 （ビニールテープ）	立入禁止区域の表示等に使用する。 ※ハサミ・カッターが必要

○掲示用文書 ・案内文 ・注意喚起文 等	受付等の各種案内、立入禁止区域の表示や避難所内のルール等の周知用として使用する。 ※耐久性を考慮し、ラミネート加工を推奨。
----------------------------	--

※避難生活が長期化した場合は、避難者にこれらの物品の使用及び管理を一任することとする。

(職員用衛生用品)

物資・品目	内容・その他
○マスク	必要に応じて、受付担当職員や保健師などが見回りの際に使用するもの
○使い捨て手袋	
○ゴーグル、フェイスシールド	
○使い捨てガウン	

②避難者用：避難者に渡すもの・避難所で共用するもの

物資・品目	内容・その他
○マスク	着用していない避難者に渡すもの 各施設の収容可能人数の半数を目安に用意する。
○せっけん	避難者の手指消毒用 手洗い場・トイレに配置する。
○消毒用アルコール	避難者の手指消毒用 受付・出入口付近とトイレ前、専用スペースを目安に配置する。
○ペーパータオル	手指消毒後の拭き取り用 主にトイレの手洗い後に使用するもの
○ポリ袋 (ごみ袋・買い物袋)	感染症対策の観点から、避難所内にごみ箱は設置しないため、ごみ袋用として家族毎に配布する。 「避難組数×想定避難日数分」を用意する。 また、履物入れやその他様々な用途に使用することができるため、大量に用意することとする。

第2章 避難所の開設

1 避難者の受入れ

(1) 避難者の受付体制

受付時に体調不良者を把握する必要があることから、事前受付を設けて検温と健康チェックを行う。その後、健康チェックに応じて一般の避難者と体調不良者を分けて受付を行う。

健康チェックの結果に応じて、以下のとおり取扱うこととする。

①感染者（自宅療養者）

専用施設へ移動

②濃厚接触者

専用施設へ移動

③体調不良者

避難所内の専用スペースへ

④一般の避難者

避難所内の一般避難者用スペースへ

（要配慮者は避難所内の要配慮者用スペースへ）

※体調不良者の同行者（家族など）は、体調不良者と合わせて1組として扱い、体調不良者と同様に一般避難者と距離をとることとする。

※見た目から明らかに体調不良とわかる避難者については、こちらから声をかけること。（感染症拡大防止の観点から、優先的に対応することも考慮する。この場合、受付の順番が前後する旨、張り出しておく必要あり。）

感染者（自宅療養者）及び濃厚接触者は専用施設へ避難するため、一般の指定避難所へは避難しない想定

(2) 車中泊者の扱いについて

グラウンド等に車両で避難してきた避難者を想定している。避難者として支援を行う必要があることから、一般の避難者と同じように受付・避難者名簿・避難者カードの作成を行う。また、避難生活での注意事項を確認し、トイレ等の施設利用ルールを周知する。

ただし、避難が短期的かつ一時的なものである場合は、避難者カード等の整備は行わずに対応することとする。注意事項については、掲示により周知することとする。

※トイレは、一般避難者と同じトイレを使用することとする。

※そのほか、健康管理や物資配給等が必要となる。感染症対策ではないためここでは省略する。

★避難者受付の流れ

※感染者及び濃厚接触者が避難してきた場合は、専用施設を案内すること

I 避難者同士の距離の確保

密接・密集を避けるため、避難者（グループ）同士の距離を最低1m（可能であれば2m）空けてもらうよう、テープなどで目印を設置するほか、呼びかけを行う。

II 事前受付

体調不良者をできる限り早く把握し、他の避難者から距離をとるために事前受付を行う。また、マスク着用を促し、未着用者には配布する。

体温測定と健康チェック（問診）を行い、体調不良者と一般の避難者を分け、それぞれ次の受付へ案内する。混雑抑制のため、避難者カードは事前受付の段階で避難者グループの代表へ渡しておくこと。

- ①体温測定は非接触型体温計を用いて行う。接触型のものを使用する場合は、都度アルコール消毒を行うこと。
- ②健康チェックシートを用いて健康チェックを行う。チェック項目に応じて、体調不良者と一般の避難者とを分ける。

※健康チェックシートと避難者カードはあらかじめセットにしておく。それぞれの用紙に代表者氏名・受付 No. を記入する。

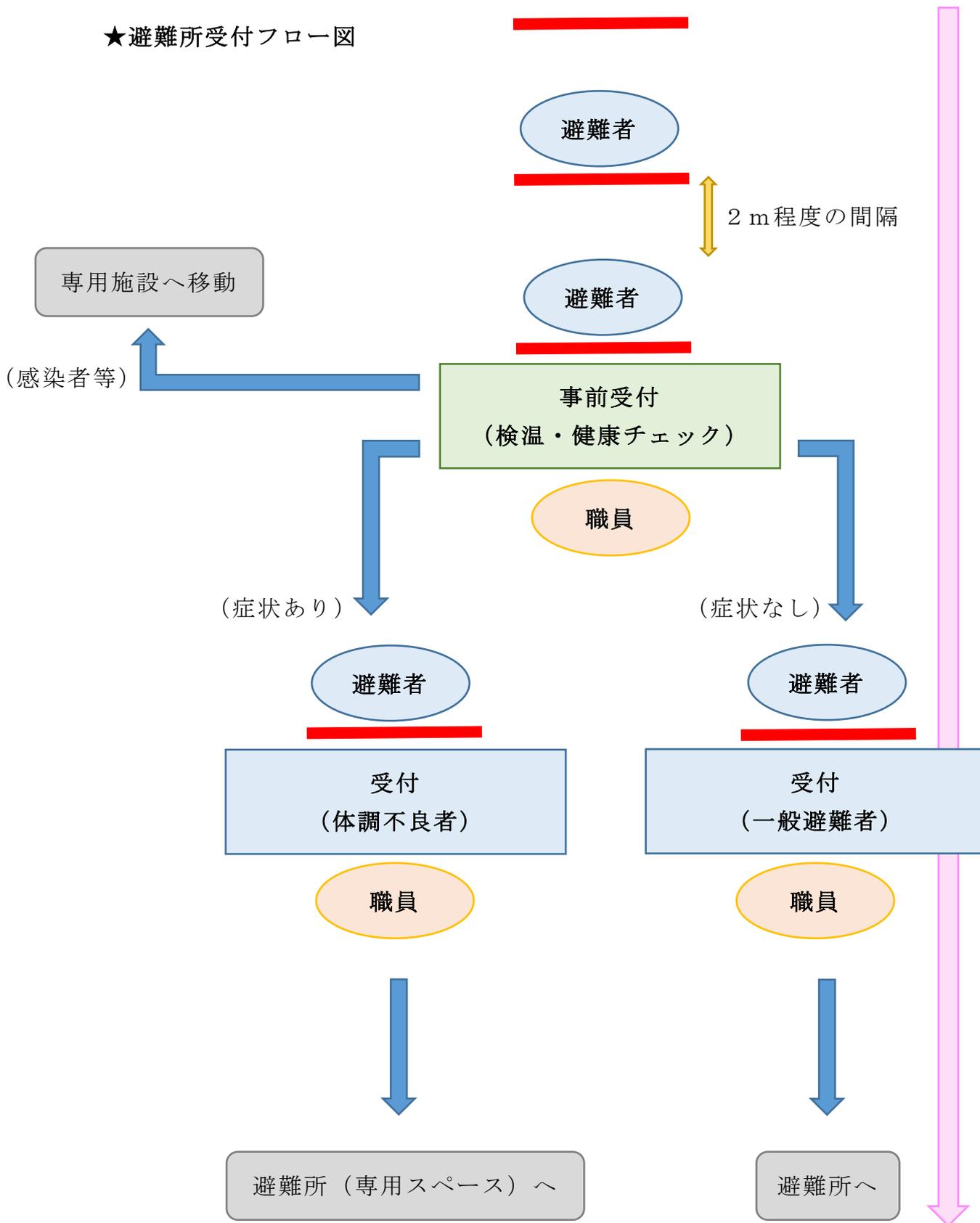
III 受付

健康チェックの結果を受け、避難所内での居住スペースの割り当てを行う。受付簿（避難者を迅速に避難スペースへ案内するための仮の名簿。避難者カードの提出を受けて、避難者名簿を作成する。）を作成し居住スペースへ案内し、注意事項を説明する。

- ①健康チェックシートを回収する。
- ②避難者カードに居住スペースを記入し、避難所内のレイアウトに従って案内する。
- ③避難所内での注意事項を説明し、避難者グループの代表に避難者カードの書き方を説明し、後ほど受付へ提出してもらうよう伝える。

※受付が混雑している場合は、先に居住スペースに案内し、避難者カードの説明を行う。

★避難所受付フロー図



(2) 体調不良者の専用スペースへの移動

(ア) 専用スペースへの誘導

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
 - ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
 - ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
 - ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。
- ※「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
令和2年4月7日付 国からの助言から抜粋

国からの助言に従い、体調不良者は専用スペースへ案内することを原則とする。個室に案内できない場合は、パーティション等を活用し、一般の避難者への感染を防ぐ対策を講じることとする。

※パーティションは、段ボール間仕切りなどの既製品以外にもブルーシートを高く張ることなどで対応することも可能である。

(イ) 専用スペース

※救急時に搬送しやすいよう、できるだけ出入口近くに設定することが望ましい。

※専用スペース内の避難者に急病人等が発生した場合は、保健師等が対応を行うこととする。

① 学校体育館を避難所とする場合

(i) 学校校舎内の教室等を使用できる場合は、その教室等を体調不良者の専用スペースとして使用する。

(ii) 学校校舎内の教室等を使用できない場合は、同一空間内（体育館）にパーティションや間仕切りを設けることで専用スペースを確保する。

②学校体育館以外を避難所とする場合

(i) 空き部屋等を用意することができる場合は、その場所を体調不良者の専用スペースとして使用する。

(ii) 空き部屋等を用意することが難しい場合は、同一空間内にパーティションや間仕切りを設けることで専用スペースを確保する。

◇参考資料

【資料1】避難所等レイアウト

2 保健所との情報共有

市は、避難者受け入れの際に混乱が起きないように、保健所と感染者及び濃厚接触者に関する情報の共有を行うこととする。(令和2年8月31日付防企第196号「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施及び必要な情報の共有について(依頼)」による)

①感染者及び濃厚接触者に関する情報共有について

発災時等には、自宅療養者及び濃厚接触者の名簿を保健所から総務課防災担当に情報提供してもらおう。この情報をもとに、警戒(対策)本部で専用施設を開設するかどうかを決定することとする。

専用施設への避難者数があらかじめ分かっているならば、専用施設内での部屋割り等をあらかじめ決めることができ、円滑な運営が可能となる。また、市内に自宅療養者及び濃厚接触者がいない場合等では、専用施設を開設しない選択もできる。

※情報提供の可否(個人情報の取扱い)については、保健所が確認を取る。

※情報提供の範囲は、住所(行政区)・氏名程度とする。

②自宅療養者及び濃厚接触者への避難先等の事前の伝達について

県医療調整本部又は保健所から自宅療養者及び濃厚接触者へ、災害発生時等で避難をする場合はあらかじめ決められた専用施設へ避難し、指定避難所へ避難しないように伝達する体制とする。

③専用施設での避難者への対応について

避難者名簿と保健所からの情報提供(名簿)をもとに、避難者が保健所と連絡を取っているか確認を行う。避難後に保健所と連絡を取っていない避難

者がいた場合は、避難所担当職員から保健所へ連絡すること。
※専用施設は、可能な限り保健師を配置することとする。

★新型コロナウイルス感染者等の取扱いについて

自宅療養者及び濃厚接触者は、専用施設へ避難してもらう体制としているが、万一、一般の指定避難所へ避難をしてきた場合は、専用施設への移動を案内することとする。

(1) 専用施設について

一般避難者への感染拡大防止と、感染者及び濃厚接触者の人権保護の観点から、感染者及び濃厚接触者を専用施設へ避難させる必要がある。また、専用施設はあらかじめ選定しておくこととする。

(2) 感染者等の移送について

原則として、一般の避難所から専用施設への移動については、避難者が自力で行う。やむを得ず職員で移送する場合は、感染症対策を万全にしたうえで、保健所に対応を確認してから実施すること。

●保健所及び新型コロナ受診・相談センターの連絡先は次のとおり

南魚沼保健所（医薬予防課）

025-772-8142（平日8時30分～17時15分）

新潟県新型コロナ受診・相談センター

025-256-8275（24時間対応）

第3章 避難所の運営

1 施設の使用区分の決定

(1) 使用可能区域の設定

- ① トイレや手洗い場などは指定した場所のみを使用してもらうこととする。
- ② 各部屋の出入口は1か所に定め、不要な出入りがないように心がける。
(出入口が複数ある場合は、使用しない箇所を閉鎖する。)

(2) 立入禁止区域の設定

- ① 体調不良者と動線が重ならないようにする必要があるため、一般避難者の避難スペースと専用スペースとの往来は禁止する。
- ② 学校校舎等を使用する場合は、不要な場所（職員室や事務室など）への立ち入りを禁止する。

※施設の使用区分については、避難者全員に周知すること。

※トイレや出入口等が複数用意できず、一般避難者と体調不良者で分けがけない場合は、それぞれの利用方法をあらかじめ決めておくこと。また、トイレについては、簡易トイレや仮設トイレの設置も検討すること。

2 避難所のルール（感染症対策対応）

感染症対策に関するチラシ・ポスター等を掲示し、避難者へ周知することとする。また、受入れ時の受付の際にも説明をすることとする。周知する内容については以下のとおり。

感染症対策を踏まえた避難所ルール
① マスク着用の励行
避難所内での飛沫感染防止のため、マスクの着用を促す。また、会話も必要最小限度にとどめ、談笑等する場合は避難所外（屋外）で行うこととする。
② 手指消毒の徹底
出入口のドアノブ（特にトイレ）など、不特定多数が触れる箇所については、手指のアルコール消毒を行ったうえで触れ、トイレ等の使用後は手洗い又は消毒を徹底することとする。そのため、避難所の一定箇所にアルコール消毒用のボトルを備えおくこととする。
③ 定期的な除菌・消毒
アルコールやハイターを使用して、人が手を触れる部分の消毒を定期的に行う。1日に3回程度（朝・昼・夜）を目安とする。

<p>アルコールの場合は、散布して拭きあげる。ハイターの場合は、薄めた溶液で拭き、その後に水拭きをする。</p>
<p>④定期的な換気の実施</p>
<p>1～2時間毎に、10分程度の換気を行うこととする。 ※季節・天候によって調整する。</p>
<p>⑤毎日の検温</p>
<p>あらかじめ検温時間を決めておき、決められた時間に一斉に検温を行うこととする（朝・夕2回程度）。避難所担当職員が検温係として、順番に検温を行う体制とする。（避難が長期化し、避難者が運営を行う体制となった場合は、避難者リーダーと検温係を設定してもらい、リーダー指揮のもと検温を行う体制としたい。）</p> <p>検温結果が高温（37.5℃以上を目安）の場合は、専用スペース・専用施設への移動や保健所へ照会し対応を決定する。</p> <p><u>ただし、避難が短期的かつ一時的なものである場合は、検温を実施しないこととすることもできる。</u></p> <p>※非接触体温計での検温を想定している。個々で検温をすると、検温の度に消毒が必要になるため、検温係を設定すること。</p> <p>※避難者が体温計を持参している場合は、検温後の数値を提示してもらい確認することとする。</p>
<p>⑥密集の回避</p>
<p>避難者同士の間隔は2m程度（最低でも1m）開けることとし、密集を避け集団感染を防ぐ。</p>
<p>⑦その他</p>
<p>●ごみ出し方法</p> <p>ごみは避難者各自で管理してもらい、ビニール袋等の密閉可能な袋の中へ入れてもらう（ごみ袋は不所持者に対して配布）。ごみ出しは各自で指定場所へ捨てることとし、その際、袋は縛って密封してもらう。</p>
<p>●簡易トイレについて</p> <p>避難所内のトイレが使用不能となった場合に、衛生環境を良好に保つため、仮設トイレが設置されるまでの間使用するもの（場合によっては仮設トイレ設置後も一定期間設置）。簡易トイレ（組み立て式で、排便の袋等の設置及び後処理を避難者自身で行うもの）を設置する場合、その使用方法を周知する。</p>

※使用方法は、「排使用袋の設置⇒排便後の薬剤散布⇒排使用袋の回収⇒収集場所への廃棄」となるが、排使用袋の使用方法（切り取り線で切り取り縛りひもを作る）、薬剤の使用法（トイレトイレットペーパーにかからないように直接散布する）に細かい注意事項等がある。使用法が複雑であることから、簡易トイレの設置当初は係員の配置も考慮すること。

※チラシ・ポスター等は、指定避難所に平時から掲示しておくことよい。

◇参考資料

【資料2】感染症対策へのご協力をお願いします

【資料3】「密閉」「密集」「密接」しない！

【資料4】新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

【資料5】簡易トイレの使用法

3 物資・物品の配布

感染予防のためにごみ袋とマスク（不所持者に限る）を配布する。また、避難の長期化などの状況に応じてその他の物資の提供を行う。（清掃道具など）

※基本的に避難所への運搬物資は必要最小限とする。便利用品等は、避難者が持参する体制とする。

第4章 避難所の閉鎖

1 消毒・清掃体制

避難所を閉鎖する際は、消毒用アルコールや消毒液（次亜塩素酸ナトリウム液など）を用いて使用区域の清掃を行うこととする。

ただし、感染者が避難していた場合（検査結果により判明した場合等）については、保健所と協議して対応を決定することとする。

2 原状回復

教室等を使用した場合等、備品の移動を行っていた場合は、使用前の状態に復旧し、施設管理者に確認をしてもらうこととする。

第5章 その他・各種資料

・【資料6】避難所用持出用品チェックリスト

◆◆資料出典◆◆

- ・「新型コロナウイルス対策 身の回りを清潔にしましょう。」

厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

- ・「感染症対策へのご協力をお願いします」

- ・「「密閉」「密集」「密接」しない！」

首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)